

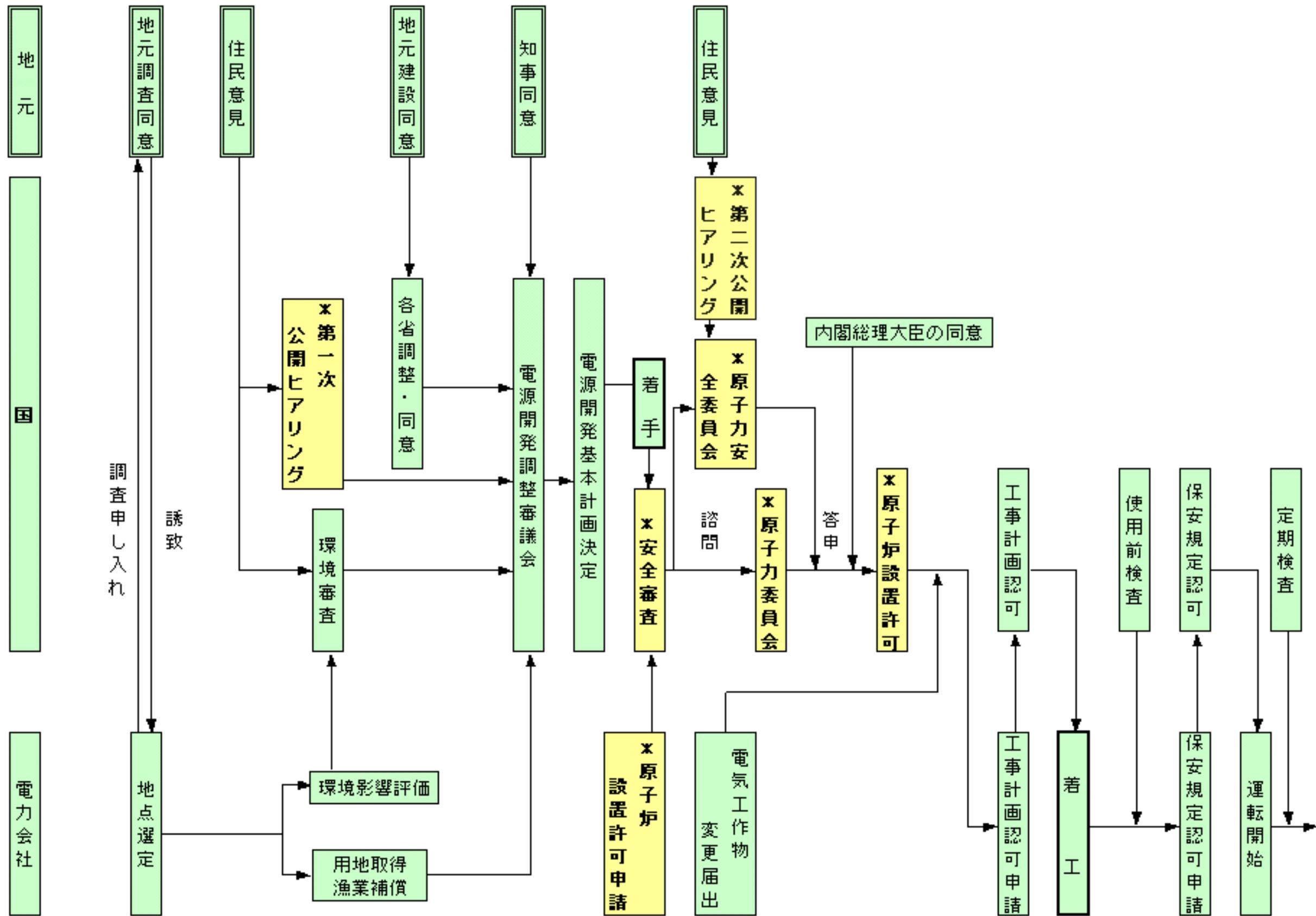
着手 着工

着手 ちゃくしゅ

電気事業者の間では、電源開発手続きの流れの中で（図参照）着手と着工はよく以下の意味で用いている。（１）着手：発電所の建設計画が電源開発調整審議会（会長：内閣総理大臣）で着手が認められ（着手が審議決定され）、電源開発基本計画に組み込まれた時点をもって、着手という。（２）着工：発電所の建設計画の工事計画認可の申請が受理され経済産業大臣の認可を受けた後、現地工事の開始時点をもって、着工という。

<登録年月>

2001年03月



*は原子力発電所のみ必要な手続き

電源開発手続きの流れ